

令和3年 第9回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和3年9月24日（金）

令和3年 第9回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和3年9月24日(金)	開催場所	上里町役場4階 大会議室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分		
議長	伊藤 裕	議事参与者	馬場弘次 細井登 生方積 坂本正 小谷野房雄		
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	×
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	×	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	×	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和3年第9回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号6番 戸矢 活夫 委員 議席番号7番 蓮 博政 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第23号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局 議 長 坂本 正 委員</p>	<p>日程第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。今月は3条案件が1件になります。 1番ですが譲受人は上里町大字〇〇〇にお住いの△△△△。譲渡人は上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△、農業振興地域内の青地となっております。地目は畑、面積は1,408㎡、譲受人の所在地からは0m、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが耕作面積は〇〇〇㎡。貸付地、不耕作地はありません。その他記載のとおりとなっております。作付品目は米、野菜とのことです。以上です。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番について 問題ありません。</p>

<p>日程第3 議案第24号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から7番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。
	事 務 局	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 本庄市大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 490㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は一般住宅です。譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在実家で両親と同居しておりますが、子の出産を機に住宅を建築するため、申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 190㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。申請地は実家に近く、母所有の土地に住宅を建設するため、申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇〇△△△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏 です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 714㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は宅地分譲3区画、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農用地区外の第3種農地です。申請地は住宅に囲まれており、商業施設、医療施設、公共施設も近く、住宅需要が見込まれることから、申請するものです。</p>

	<p>議 長</p> <p>松村 稔 委員</p> <p>塚本 房雄委員</p>	<p>4番ですが、譲受人 東京都〇〇〇〇▽△△ 〇〇〇〇(株)、譲渡人 上里町大字〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 891㎡、地目は田、権利内容は所有権移転の売買、転用目的は分譲住宅4棟、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。申請地は宅地に接続しています。申請地は住宅地に隣接し商業施設、医療施設、公用施設も近く、住宅需要が見込まれるため申請するものです。</p> <p>5番ですが、譲受人 上里町大字〇〇〇〇 ▽△△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 本庄市〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 281㎡、地目は畑、権利内容は所有権移転の売買、転用目的は資材置場、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。譲受人は町内で産業廃棄物再生業を営んでいる法人で、敷地が手狭であることから資材置場として各地したく申請するものです。</p> <p>6番ですが、譲受人 群馬県〇〇△△△ 〇〇〇〇(株)、譲渡人 上里町〇〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏外2名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△外3筆 2, 456㎡、地目は畑です。権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取・搬出入路、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農用地区域です。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>7番ですが、譲受人 上里町大字〇〇〇〇 ▽△△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 2, 076㎡の内49.95㎡、地目は畑、権利内容は2ヶ月間の使用貸借権設定、転用目的は搬入路、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。太陽光発電施設の建設に伴い、材料の搬入及び大型重機の搬入路として一時的に使用したく申請するものです。以上です。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番について 問題ありません。</p> <p>2番について</p>
--	--	--

<p>日程第4 議案第25号 農地法第5条の規定による 許可後の計画変更承認申請 について</p>	<p>相川 和明委員</p>	<p>問題ございません。 3番について 特別問題ありません</p>
	<p>塚本 房雄委員</p>	<p>4番について 現場を見たところ異常ありません。</p>
	<p>金井てる子委員</p>	<p>5番について 問題ありません。</p>
	<p>安原 和夫委員</p>	<p>6番について 遊休農地のため問題ありません。</p>
	<p>尾崎 保幸委員</p>	<p>7番について 2ヶ月間なので問題ありません。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようなので、採決したいと思います。賛成委員の方の挙手をお願いします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。 日程第4、議案第25号、農協法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、1番から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。 議案書の方の7ページをお開き下さい。計画変更承認議案書の1番から申し上げさせていただきます。 1番の計画者は神川町〇〇〇〇 △△△ 株〇〇〇〇でございます。土地の所在地は大字〇〇〇〇 地目</p>

	<p>議長</p> <p>木村信雄委員</p>	<p>は畑 面積は5, 810㎡ 権利区分は所有権移転売買、使用目的は太陽光発電施設ということで、昨年議案に上がった内容でございますが、今回変更という形で上がってきております。</p> <p>変更の理由といたしましては、当初計画時の製品の確保が困難となったため、製品の変更、またそれに伴います製品の面積の変更、工期の変更が必要となり、申請するものです。太陽光のパネル自体が、当初1792枚だったものが1, 560枚と、枚数が小さくが少なくなりました。</p> <p>建築面積がトータルでは5, 840㎡の敷地に対して3, 023㎡が当初の計画でありましたが、変更後は2, 481. 83平米に変わるということでございます。工期については、令和3年3月1日から令和3年6月30日という内容だったのですが、時期がずれてまして、令和3年10月20日から令和4年1月19日までという形での期間の変更ということで、申請が上がってきております。</p> <p>こちらの案件につきましては、住宅に隣接する部分もありまして、また部分的には上里北中学校の通学路に接しているため、上里町の太陽光パネルのガイドラインに基づきまして、地元の区長さん並びに地元住民に対する説明会を業者の方で、頻繁に行っていただいております、地元の区長さんとも、ご理解をいただいているというものでございます。</p> <p>2番でございます。計画者は本庄市〇〇〇△△△の〇〇〇〇(株)でございます。土地の所在地は上里町〇〇〇△△△ 外3筆、地積は田及び畑 面積は合計で9, 485㎡、権利内容は6ヶ月間の賃貸借権設定、目的は砂利採取、変更理由は、昨年、〇〇〇〇さんから1年間という形で申請がありましたが、天候不順等により期間内で完了することができないために継続利用したく申請するものです。当初令和2年11月1日から令和3年10月30日と言う工期のものでしたが、令和2年11月1日から令和4年4月30日までという形で、期間を延長してるものでございます。以上2件の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。質疑のある方は順次発言をお願いいたします。</p> <p>1番になりますが、敷地面積に対して、ずいぶん使用面積といたしますか、建築面積が小さくなっていますが、どのような形で使われるのですか。だいぶ空き面積が広がったのですが。</p>
--	-------------------------	--

	事務局	<p>8ページの航空写真を閲覧いただきますと、飛び出た土地があると思います。このとおりは北中学校の通学路になってございます。この通学路として使用してる部分は舗装されてない砂利道なんですけど、大変狭い通りでございまして、ここの通りをかなりセットバックし広げ、道として通りを広くとるという話をしております。また、太陽光パネルなんですけど、以前の計画ではこの敷地にかなりギュウギュウの状態で配列されておりました。今回パネルの数も減りまして、面積が減りますことから、そのパネルとパネルの間の関連部分の通路、あそこも若干余裕を持たせて、管理しやすい状態に取ったという形になってございます。</p> <p>ですので全体的には少しギュウギュウだったものを、管理をしやすく、広く管理スペースを取ったのと、その通学路とする場所を広く取るというものでございます。</p>
	木村信雄	<p>ということは、空いた土地が遊休農地化して、草ぼうぼうとなるような心配はないということでしょうか。</p>
	事務局	<p>はい。〇〇〇〇(株)は、本庄児玉郡内数か所に太陽光施設を持っているということで、こちらの農地転用を管轄する本庄農林振興センターでも事前協議をしてありまして、草が生えたりとか、この回りに人が入らないようフェンスを作ったりとかですね、安全対策とその雑草の退治につきましては厳しく指導を受けておりますので、そちらの方はちゃんと年間計画を持って、管理してるという話でございます。</p>
	議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>
	坂本茂委員	<p>この辺は神保原で町の中なんですけれど、これ前回の農業委員会で許可が出たっていうのは私も記憶がないんですけども、太陽光なんかですと、光の反射っていうのが結構公害が出たのですが、今のパネルは性能がいいからね。朝日だとか何か入って、住宅の方にその光がそのまま行ってしまっって、非常に温度が高くなるというのが良くあったと思うんですけども、その辺については神保原町のこの周りを見ると住宅地なので、上里町の街中にどんどん作らせても良いのか、その辺が疑問でした。解釈を教えてくださいませんか。</p>
	事務局	<p>太陽光パネルにつきましては、埼玉県の中でも取り扱いというか、申請に関して非常にシビアに物事を受けとめてございます。上里町につきましては、山間地がないんですけども、山があるところは斜面にかなり多く</p>

		<p>の太陽光が設置されております。高い位置に設置されたものは、その太陽光の反射ですとか、いろんな不具合があるらしいんですね。平坦地だから反射光、それがどういう影響になるかっていうのは、実際にその季節にもよりますし、太陽の角度、高さにも関係してくるものかと思います。</p> <p>また周りじゅうの建物、高い建物があったりなど、それぞれに関係するかと思います。上里町の太陽光のガイドラインの中でも、あらゆる面からきちんと計画をしたものを出して、あらゆる角度から協議をなささいという形になっておまして、今後上里町内でどういう形で太陽光パネルの申請があがってくるのかは、今現在相談はないのですが、常に埼玉県を担当者と十分協議はして、実際にその太陽光が周りに迷惑のかかるような施設であれば農業委員会としてもそうですし、県の農林サイドもそうなので、そこはしっかり十分協議をしていかないといけないだろうという話はしております。ただ場所によって、基準を満たしているようであれば、闇雲に駄目だよということも難しいと思います。</p> <p>そういう意味も含めて、各市町村でガイドラインですとか、基準がありますので、そういうところでちゃんと説明や内容の確認を図っておいてくださいという指導は県の方からもいただいております。</p> <p>ですので今後も、このような形で上がってきた場合につきましては、皆さまに会議に測る前に十分に農林とは協議をさせていただいて、地元の理解等も必要ですので、その辺もしっかり指導していきたいと考えております。</p> <p>議 長 他にありませんか。</p> <p>細井 登 委員 ○○○○の砂利採取場なんすけども、私もかつてから言ったんですが、今どうなってるかっていうと、一番北側にあたる部分の上に麦畑がありますけど、斜面を直角に掘ってますから、そこがどんどん崩れて、今本当に麦畑の高いのところまでも崩れています。</p> <p>それともう一つは、北西側にあたる部分の上の方なんですけども、道路から2mぐらいのところまで崩れ落ちているんです。もう少しで道路の方にひび割れができるんじゃないかと思って私も時々行って見っていますが、まだそこまでは行ってないですけども、私がかつてよく行ったときから大分崩れることは進んでいます。そういう状況でいいのかどうか、皆さんも1回見ていただき、こういう状況になって、まもなく道路の近く、隣の畑まで陥没するとか崩れること起きるということを認識していただきたいと思うんです。</p>
--	--	--

<p>日程第5 議案第26号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積計画（案）に ついて</p>	<p>事 務 局</p>	<p>そうしますとこれは最近のことですね。</p>
	<p>細井 登 委員</p>	<p>最近です。少しずつ進んでるんですよ。その具合がね。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>わかりました。北部環境の方にその旨を私の方からお話をさせていただきます。以前お話をさせていただきましたが、北部環境の方で定例的に確認に行くのと、臨時的に確認に行ってくださいよう、こういう事がありましたという話を今日させていただきます。よろしくお願ひします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>他にありますか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、許可相当としたいと思いますので、農業委員の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当ということで決定いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第5議案第26号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)について、事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>【議案説明】 議案の第26号と27号につきましては、農地中間管理事業に伴う議案となっております。 議案第26号につきましては、利用集積計画になります。農地中間管理事業ですが、上里町では平成27年度より、実施しております、今年で7年目となっております。 この事業の目的ですが、中間管理機構が農地を借りて、それを農地の集約や規模の拡大化などを行うなどして、耕作しやすい条件にして担い手等へ貸し出しを行えるようにするものです。 それです、令和3年度の農地中間管理事業につきましては、上里南部土地改良区の第一地区を推進地区</p>

<p>日程第6 議案第27号 農地中間管理事業に係る農 用地利用配分計画（案）に</p>		<p>としまして、受領会を行いまして、今回貸付ということになりました。 この議案第26号につきましては、農地中間管理事業により、埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する 計画案となっております。この利用集積計画につきましては、農業委員会の承認を得まして、貸し借りがで きるというものなので、今回の議案事項となっております。 内容につきましては、議案書の9ページから13ページまで記載されております。</p>
	<p>議 長</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑に入る前に令和3年6月受領の全国農業委員会職員協議会の 資料によりますと農業地利用集積計画の決定に係る議事については、利用権設定を受ける者、設定をするも のとともに議事参与の制限を受けるとあることから、馬場委員、細井委員、小谷野委員につきましては利用権 の設定をするものとして、本人が議事対象となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項 の規定により、議事に参与できませんので一時退席をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>それでは、質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～挙手全員～</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。</p>	
<p>議 長</p>	<p>事務局に申し上げます。馬場委員、細井委員、小谷野委員の復席をお願いします。</p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第6 議案第27号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、事務局による説 明を求めます。</p>	
<p>事 務 局</p>	<p>【議案説明】 先ほどご審議いただき、農林公社への農地の貸し付けが承認されたところでございますが、本議案はその 農地を農林公社が耕作者へ貸し付ける旨の議案となっております。15ページ1番から27ページの201</p>	

<p>ついて</p>	<p>議 長</p>	<p>番まで記載されている農地は、先ほどの議案に記載されていた農地及び過去に貸し付けており、耕作者が変更になった筆になります。27ページの下から5番目から32ページの73番目まで記載されているのは、ひびきの農産圃に裏作で麦を作付する予定となっている筆でございます。農林公社から耕作者への貸し付けについても農業委員会の意見を求められておりますので、審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で事務局による説明を終わりますが、本議案も馬場委員、細井委員、生方委員、坂本正委員、小谷野委員のつきましては、設定を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できません。一時退席をお願いします。</p> <p>それでは質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p> <p>質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p> <p>ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p> <p>挙手全員でありますので、申請どおり承認することに決定いたします。 事務局に申し上げます。馬場委員、細井委員、生方委員、坂本正委員、小谷野委員の復席をお願いします。</p> <p>以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>
<p>[閉 会]</p>	<p>会 長 代 理</p>	<p>以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和3年9月24日

議 長

印

(戸谷 活夫 委員)

署 名 人

印

(蓮 博政 委員)

署 名 人

印